

熊本県公報

号外 第 1 号
平成 17 年 1 月 1 日 (土)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 芦北町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約……………(市町村総室) 1
 - 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正……………(公安委員会) 1

告 示

熊本県告示第 1240 号の 3

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定により、芦北町の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成 17 年 1 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

芦北町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、芦北町（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を熊本県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第 3 条 この規約に定めるもののほか委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県公安委員会告示第 1 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

平成 17 年 1 月 1 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1 の表芦北警察署小田浦駐在所の項中「同 田浦町」を「同」に、「田浦町」を「芦北町」に改め、同表芦北警察署田浦駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

芦北町大字田浦、田浦町、横居木、波多島、
井牟田

1 の表備考中「平成 16 年 11 月 1 日」を「平成 17 年 1 月 1 日」に改める。

